

社会復帰促進等事業について

労災保険では、被災された労働者の方の負傷などに対する保険給付の他に、被災された労働者の方の円滑な社会復帰の促進や被災された労働者の方とそご遺族の方の援護などを図るために社会復帰促進等事業を実施しています。

例えば、傷病（補償）年金を受給されている方に対しては、以下の支給を受けられる場合があります。

● 義肢等補装具購入（修理）に要した費用の支給

傷病（補償）年金を受給されている方で、一定の欠損障害または機能障害が残った方に対して義肢、車いすなどの補装具の購入（修理）に要した費用が支給されます。

義肢等補装具の支給を受けようとする場合は、「義肢等補装具購入・修理費用支給申請書」を都道府県労働局長に提出してください。

● 労災就学等援護費

傷病（補償）年金を受給されていて、一定の要件に該当する方で小中学校などに就学中または保育施設などに預けている子どもがいる場合に支給されます。

労災就学等援護費には、労災就学援護費と労災就労保育援護費の2種類があり、どちらも「労災就学等援護費支給申請書」に在学証明書など必要な書類を添えて、労働基準監督署長に提出してください。

● 長期家族介護者援護金

一定の障害により傷病等級第1級の傷病（補償）年金を、10年以上受給していた方が業務外の原因で死亡した場合、一定の要件を満たすご遺族の方に、長期家族介護者援護金が支給されます。

「長期家族介護者援護金支給申請書」に所要の書類を添えて、労働基準監督署長に提出してください。